

- 壁工法で建築されたもの
- 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- 1戸建ての専用住宅（住宅部分が50%以上の併用住宅も含む）
- 3階建て以下で現に居住しているもの
- 申込方法**
各総合支所、出張所に備えてある申込書に必要な書類を添えて役場総務課（大島庁舎）または各総合支所、出張所に提出してください。
- 募集期間**
6月15日(木)～10月31日(月)
- 耐震改修対象**
次の要件をすべて満たせば耐震改修補助を受けられます。
・耐震診断済みの1戸建て木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のもの
・耐震改修工事により上部構造評点が0.7以上に向上するもの
・今年度中に改修工事に着手し、完了するもの
・町税を滞納していない人
- 申請方法**
次の書類と印鑑を持参し、総務課（大島庁舎）で手続きしてください。
・対象住宅の建築年月日が確

- 認できる書類（固定資産税課税明細書の写し等）
- 耐震診断結果報告書
- 改修後の上部構造評点が確認できる補強計画書
- 改修工事費の見積書、内訳書
- 問い合わせ**
総務課 消防防災班
☎0820(74)1000
- 6月は児童手当「現況届」の提出をお忘れなく**
児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。
（※公務員の方は、勤務先へ提出してください。）
- 提出期限**
6月30日(木)まで
- 現況届に必要なもの**
印鑑、申請者の健康保険証（厚生年金等加入者の場合）、課税情報の確認に係る同意書等

- ※右記以外の書類を提出する必要がある場合があります。
- 受給資格**
中学校修了前（15歳到達後、最初の3月31日まで）の児童を養育している人
- 児童手当の額**
・3歳未満 月額1万5千円
・3歳以上～小学校修了前 月額1万円（第3子以降は1万5千円）
・中学生 月額1万円
ただし、所得制限以上の場合は右記の月額は適用されず、児童1人あたり月額5千円が支給されます。
- 第3子の数え方に関する補足**
養育する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。
- 手続き**
福祉課または各総合支所および各出張所
- 問い合わせ** 福祉課
☎0820(77)5505

- 本来であれば、医療機関の窓口で一部負担金を受給者から徴収しなければならぬところですが、本町では、米軍再編交付金を活用し、その一部負担金を全額補助していますので、今までどおり保険適用分にかかる医療費の自己負担はありません。
- 対象となる人の要件**
①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方
②療育手帳Aをお持ちの方
③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
④障害年金1級の受給者
⑤特別児童扶養手当1級の受給者等
- 助成の要件**
対象となる人の要件のいずれかで、一定の所得制限額を超えない方は、お近くの総合支所か出張所で申請をしてください。（所得制限額については福祉課にお問い合わせください。）
- なお、すでに受給している65歳未満の方には更新書類を送付していますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。
ただし、65歳以上の方については更新手続きをする必要はありませんので、新しい受

給者証を今月末までに郵送します。

- 手続きに必要なもの**
印鑑、健康保険証、対象になる要件が確認できるもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書など）
- 受給者証有効期間**
7月1日(金)～平成29年6月30日(金)まで
- 問い合わせ** 福祉課
☎0820(77)5505

特設人権相談所

- ◆日時 7月4日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 東和総合センター
- ◆相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課
☎0820(77)5505